

議案第 85 号

岩倉市子ども医療費支給条例の一部改正について

岩倉市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 3 年 1 2 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

岩倉市子ども医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「15歳」を「18歳」に改め、「(中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の中学部に在学する者のうち市長が特別の理由があると認めたものを含む。）」を削り、同条第2項中「監護するもの」を「監護するもの又は現に子どもを扶養する者」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

この条例により子ども医療費（次項第3号及び第4号を除き、以下「医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、国民健康保険法による被保険者若しくは規則で定める法律（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもの保護者であるもの又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どものうち、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）であるもの若しくは婚姻をしているもの（国民健康保険法による被保険者（世帯主又は組合員を除く。）又は被保険者等の被扶養者に限る。）とする。

第4条を次のように改める。

（支給の範囲）

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、受給資格者に対し、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、この条例による改正後の岩倉市子ども医療費支給条例（以下「新条例」という。）の規定により新たに受給資格者となる者は、施行日前においても新条例第5条に規定する申請をすることができる。

(経過措置)

- 3 施行日前においてなされたこの条例による改正前の岩倉市子ども医療費支給条例第5条に規定する申請及び前項の申請は、新条例第5条の規定によりなされた申請とみなす。
- 4 新条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療等について適用し、施行日前に受けた診療等については、なお従前の例による。